

自転車等放置禁止区域の指定について

○自転車等放置禁止区域の指定について

平成14年8月30日

告示第173号

茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例(平成3年茅ヶ崎市条例第2号)第8条第1項の規定により自転車等放置禁止区域を次のとおり指定し、同条第3項の規定により告示します。

茅ヶ崎駅北口周辺自転車等放置禁止区域の指定について(平成3年茅ヶ崎市告示第76号)及び茅ヶ崎駅南口周辺及び茅ヶ崎駅北口周辺の一部の自転車等放置禁止区域の指定について(平成8年茅ヶ崎市告示第78号)は、平成14年8月31日限り廃止します。

1 自転車等放置禁止区域の区域名及び区域図

茅ヶ崎駅周辺自転車等放置禁止区域図(別紙区域図のとおり)

2 自転車等放置禁止区域指定の年月日

平成14年9月1日

3 放置された自転車等に対する措置

(1) 次の場所に移動し保管します。

西久保臨時放置自転車等保管場所

茅ヶ崎市西久保2009番地1

電話 0467(57)6432

(2) 保管する期間は、2箇月間とします。

(3) 保管する期間を経過しても引き取られない自転車等は、処分します。

(平14告示206・平19告示190・一部改正)

茅ヶ崎駅周辺
自転車等放置禁止区域図

